

入札制度の一部見直しについて

令和6年1月の能登半島地震や令和6年6月の「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正を踏まえ、公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保を促進するため、総合評価落札方式におけるモデル工事など入札制度の見直しを行います。

＜改正概要＞

1. モデル工事の見直し

①企業チャレンジモデル工事の導入〔別紙1〕

地域における公共工事の担い手を育成及び確保するため、当該年度の受注工事件数を評価することで、県発注工事で直近の受注実績がない業者等の受注機会の拡大を図る

②地域防災力強化モデル工事の導入〔別紙2〕

近年の自然災害の発生状況を踏まえ、建設機械の保有及び運転者の雇用状況を評価することで、地域の建設業者が南海トラフ地震などの災害発生時に迅速に活動できるよう、防災力の強化及び維持を図る

2. 塗装工事業（鋼橋塗装及び建築塗装）の評価項目の見直し〔別紙3〕

塗装工事業者が優良な技能者を確保することで、技術や技能が継承され将来にわたり公共工事の品質が確保されるよう、「登録建設塗装基幹技能者」もしくは「1級塗装技能士」の現場配置を評価項目に追加する

上記については、令和7年6月1日以降の入札公告から適用

＜総合評価落札方式の「評価項目」の見直し（令和8年6月施行目途）＞

1. 「県産品等の積極利用」の評価

各工事の仕様書に明記している県産品を全数使用する場合のみを評価することで、県産品の積極的な利用を促進する

2. 「過去4年間の工事成績の平均値」の評価

満点評価基準を75点から80点に引き上げることで、高い技術力を有する企業、技術者の育成及び確保を図る

上記については、検討中であり、関係団体等との意見交換や情報共有に努めながら、より良い制度となるよう取り組んでいきます

（連絡先）

県土整備部県土整備政策局技術調査課 企画調査班

担当：松山、抜井、土山

電話：073-441-3082（内線：3082）

企業チャレンジモデル工事の導入

＜現状と課題＞

現行の総合評価落札方式においては、工事の品質確保を図るため、過去の工事成績を評価項目としている

県発注工事の受注実績のない業者の受注機会を拡大するため、近畿地方整備局発注の県内工事の工事成績を令和6年6月から評価対象に追加したが、県や国の受注実績のない業者は不利な状況にある

＜対応＞

地域における公共工事の担い手を育成及び確保するため、当該年度の受注工事件数を評価することで、県発注工事では直近の受注実績がない業者等の受注機会の拡大を図る

＜対象工事＞

土木一式工事の 3,000 万円以上～5,000 万円未満の A ランク工事及び B ランク工事の各々の 20%程度で実施

＜評価方法＞

当該年度の4月1日から入札公告日の前日までに契約した「受注工事件数」を評価
受注工事の件数が少ないほど加点

例) 受注工事件数 2 件以上	0 点
受注工事件数 1 件	0.5 点
受注工事件数 0 件	1.0 点

※土木一式工事の受注件数を評価

※「過去4年間の工事成績の平均値」を加点対象としない

※「本店の有無」を加点対象としない

※地域要件の設定は9ブロック（8建設部+海南工事事務所）とする

＜評価項目＞

○通常(特別簡易型)

評価項目	評価基準	配点
配置 の 予 定 能 力 技 術 者	過去4年間の工事成績の平均値	1.0
	主任技術者の保有する資格	1.0
	継続教育の取り組み状況	1.0
地 域 要 件	本店の有無	1.0
	大規模災害時の協定締結	1.0
	県産品、リサイクル製品の積極利用	1～1.1

○企業チャレンジモデル

評価項目	評価基準	配点
配置 の 予 定 能 力 技 術 者	過去4年間の工事成績の平均値	1.0
	主任技術者の保有する資格	1.0
	継続教育の取り組み状況	1.0
地 域 要 件	本店の有無	1.0
	大規模災害時の協定締結	1.0
	県産品、リサイクル製品の積極利用	1～1.1
担 い 手 確 保	受注工事件数	1.0

地域防災力強化モデル工事の導入

<現状と課題>

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震において、道路が寸断された状態にある中、建設機械を保有した被災地域の建設業者が、発災直後から道路啓開や人命救助に活躍

災害時において建設機械は迅速な対応に必要不可欠であり、県と大規模災害協定を締結し建設機械を保有する建設業者が、地域の守り手として防災力を強化し、維持されることが品確法の理念や地域防災への備えの観点においても重要

<対応>

近年の自然災害の発生状況を踏まえ、建設機械の保有及び運転者の雇用状況を評価することで、地域の建設業者が南海トラフ地震などの災害発生時に迅速に活動できるよう、防災力の強化及び維持を図る

<対象工事>

土木一式工事の 3,000 万円以上～5,000 万円未満の A ランク工事を対象とし、建設部毎に年間 2 件程度実施

<評価方法>

「建設機械※1 の保有及び運転者※2 の雇用状況」を評価

例) 大規模災害協定※3 を締結したうえで、

建設機械の保有及び運転者の雇用が 4 台、4 人以上	1.0 点
建設機械の保有及び運転者の雇用が 3 台、3 人以上	0.8 点
建設機械の保有及び運転者の雇用が 2 台、2 人以上	0.6 点
建設機械の保有及び運転者の雇用が 1 台、1 人以上	0.4 点
上記以外	0 点

※1 建設機械の機種はバックホウ 0.11m³ 以上、ホイールローダ 0.34m³ 以上とする

※2 運転者は、建設機械に対応した資格を保有し複数の建設機械の兼務はできない

※3 大規模災害協定を締結していない業者は、加点评価しない

<評価項目>

○通常(特別簡易型)

評価項目	評価基準	配点
配置の予定技術者	過去4年間の工事成績の平均値	1.0
	主任技術者の保有する資格	1.0
	継続教育の取り組み状況	1.0
地域要件	本店の有無	1.0
	大規模災害時の協定締結	1.0
	県産品、リサイクル製品の積極利用	1～1.1

○地域防災力強化モデル

評価項目	評価基準	配点
配置の予定技術者	過去4年間の工事成績の平均値	1.0
	主任技術者の保有する資格	1.0
	継続教育の取り組み状況	1.0
地域要件	本店の有無	1.0
	大規模災害時の協定締結	1.0
	県産品、リサイクル製品の積極利用	1～1.1
担い手	建設機械の保有及び運転者の雇用状況	1.0

塗装工事業（鋼橋塗装及び建築塗装）の評価項目の見直し

＜現状と課題＞

塗装工事業者の育成及び確保のため、同種工事の施工実績を有することや1級又は2級塗装技能士の現場配置を義務付けるなど塗装工事業者の受注を促進している

将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保のためには、若年者の入職の促進、また技術や技能の承継が重要である

＜対応＞

塗装工事業者が優良な技能者を確保することで、技術や技能が継承され将来にわたり公共工事の品質が確保されるよう、「登録建設塗装基幹技能者」もしくは「1級塗装技能士」の現場配置を評価項目に追加する

＜対象工事＞

塗装工事業として総合評価落札方式にて発注する鋼橋塗装、建築塗装工事

＜評価方法＞

「登録建設塗装基幹技能者」もしくは「1級塗装技能士※1」の現場配置※2を評価

※1 工事毎に「1級鋼橋塗装技能士」または「1級建築塗装技能士」を評価する

※2 配置予定技術者と資格を有する技能者の現場配置は兼ねることができる

例) ・「登録建設塗装基幹技能者」もしくは

「1級塗装技能士」を現場に配置 1.0点

・上記以外 0点

＜評価項目＞

○現行：（例）特別簡易型[塗装工事業]

評価項目	評価基準	配点
配置 の 予 定 能 力 技 術 者	過去4年間の工事成績の平均値	1.0
	主任技術者の保有する資格	1.0
	継続教育の取り組み状況	1.0
地域 要 件	本店の有無	1.0
	県産品、リサイクル製品の積極利用	1～1.1

○見直し後：（例）特別簡易型[塗装工事業]

評価項目	評価基準	配点
配置 の 予 定 能 力 技 術 者	過去4年間の工事成績の平均値	1.0
	主任技術者の保有する資格	1.0
	継続教育の取り組み状況	1.0
地域 要 件	本店の有無	1.0
	県産品、リサイクル製品の積極利用	1～1.1
担 い 手 確 保	資格を有する技能者の現場配置	1.0